

I 補助の対象及び補助金額

Q 1. 補助の対象となるのは、どのような旅行ですか。

A. 1 J R 木次線（宍道駅～備後落合駅）を 3 区間以上乗車する場合の移動に伴う J R 運賃、貸切バス運賃、貸切タクシー、レンタカー及びレンタサイクルの借上料金を対象とします。

- ① 3 名以上がそろっての木次線乗車区間が 3 区間以上あること。ただし、学校等が利用する場合は、人数の制限はありません。
- ② 移動の範囲は島根県を含む中国 5 県内とします。
- ③ 宗教活動又は選挙活動を目的とするものは対象としません。
- ④ 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合は対象としません。

Q 2. 補助の対象となるのは、どのような費用ですか。

A. 2 (1) J R 運賃等

県内及び以下に記す補助対象区間の運賃等を対象とします。

補助対象区間は、木次線(宍道駅～備後落合駅)、山陰本線(安来駅～飯浦駅)、山口線(益田駅～津和野駅)及び芸備線(備中神代駅～広島駅)で、補助対象区間の乗車運賃、特急料金及び指定料金が対象で、グリーン料金及び寝台料金は対象としません。なお、普通列車のグリーン指定席（あめつちを含む）料金は対象となりますが、フリーパスを含む特別割引切符は対象としません。

(2) 貸切バス利用運賃

貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額を対象とします。

交代運転者配置や深夜早朝料金、高速代、駐車場代等は対象としません。

(3) 貸切タクシー利用運賃

時間制運賃、メーター料金を対象とします。

高速代、燃料費、駐車場代、料金（待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金）は対象としません。

(4) レンタカー基本料金

レンタカーの有償貸渡に係る基本料金を対象とします。

損害保険料、燃料費、カーナビゲーションその他オプション料金は対象としません。

(5) レンタサイクル基本料金

レンタサイクルの有償貸渡に係る基本料金を対象とします。

損害保険料、その他オプション料金は対象としません。

Q 3. 松江駅から2人、出雲市駅から1人がそれぞれJRに乗車し、宍道駅で合流した後、3人で木次駅まで乗車し、観光した後、同じ行程で帰る場合、補助対象となりますか。

A. 3 宍道から木次まで3人以上の団体に同時に木次線の同一区間を3区間以上乗車しているので、補助対象となります。

ご質問の例では、松江駅から木次駅までのJR往復運賃の2人分及び出雲市駅から木次駅までのJR往復運賃の1人分が補助対象となります。

なお、この際、乗車券を個別に購入された場合でも領収名は必ず団体名及び代表者のフルネームを記載し、交付申請兼実績報告書を提出

される際には、それぞれの乗車区間が確認できる書類及び全ての領収証の写しを添付してください。

Q 4. 貸切バスに2人乗車して松江駅を出発し、途中、玉造温泉で7人が乗車し、9人で木次駅まで行き、木次駅から出雲横田駅までJRを利用します。帰りは出雲横田駅から貸切バスで松江方面へ向かい、途中、玉造温泉で7人が下車し、2人が松江駅まで乗車します。

この場合、貸切バス運賃は、乗車人数が3人に満たない松江駅～玉造温泉間も含め、全額が補助対象となりますか。

A. 4 3人以上の団体で木次線の木次駅から出雲横田駅までを3区間以上乗車しているので補助対象となります。貸切バスで移動する際に、合流、解散のため、乗車人数が3人を下回る区間があっても、その全行程を補助対象とします。

Q 5. 3人の団体で木次駅から出雲横田駅まで移動する場合、このうちの1人は定期券でJR線を利用しようと考えていますが、補助対象となりますか。

A. 5 定期券の利用は補助対象としません。ご質問の事例では、団体の人数が定期券利用者を除くと3人未満となりますので、定期券以外の利用者も補助対象となりません。

Q 6. J R 運賃等の領収書がない場合、補助対象となりますか。

A. 6 J R 運賃等の領収書の不足により、3 人以上の団体で同時に J R 木次線の同一区間を乗車したことが確認できない場合は、J R 運賃等だけでなく、貸切バス運賃等も含めて補助対象としません。

領収書の取得漏れがないよう十分ご注意ください。

なお、領収書等により 3 人以上で同時に J R 木次線に乗車したことは確認できるものの、木次線以外の区間の乗車が確認できない場合は、確認できない区間を除いて、補助対象とします。

詳しくは、協議会事務局へお問い合わせください。

Q 7. ネット予約（e 5489）により切符を購入した際、領収書はどのように入手すればよいか。

A 7. e 5489 のトップページから「e5489 領収書」を印刷することができますので（チケットレスサービスも同様）、印刷した領収書を証拠書として提出してください。

Q 8. I C O C A（I C カード）を利用できますか

A 8. 木次線は I C O C A（I C カード）を利用することができないため、乗車駅から切符を購入してご利用ください。

Q 9. 補助金額の計算はどのようになりますか？

具体例を教えてください。

A 9.

【例 1】 大人 10 人で、木次駅から宍道駅まで J R を利用し、宍道駅から貸切バスで広島まで移動する場合

○ J R 運賃

420円(乗車券) × 10人 = 税込4,200円

税込4,200円 × 100/110 = 税抜3,818円 【A】

○貸切バス運賃 ※121,000円(税込)の場合

税込121,000円 × 100/110 = 税抜110,000円 【B】

○補助額

【A】 3,818円 × 1/2 = 1,909円 【C】

【B】 110,000円 × 1/2 = 55,000円 ⇒ 50,000円 (上限額) 【D】

※二次交通経費の補助金上限額は50,000円

【C】 1,909円 + 【D】 50,000円 = 51,909円 ⇒ 51,900円 【補助額】

※補助額は100円未満の端数は切捨て

【例 2】 大人 10 人で木次駅から備後落合駅まで J R を利用し、備後落合駅から貸切バスを利用した場合

○ J R 料金

1,170円(乗車券) × 10人 = 税込11,700円

税込11,700円 × 100/110 = 税抜10,636円 【A】

○貸切バス代 ※121,000円(税込)の場合

税込121,000円 × 100/110 = 税抜110,000円 【B】

○補助額

【A】 10,636円 × 1/2 = 5,318円 【C】

【B】 110,000円 × 1/2 = 55,000円 【D】

※二次交通経費の補助金上限額について、出雲横田駅から備後落合駅間を 1 区間以上利用する場合は70,000円

【C】 5,318円 + 【D】 55,000円 = 60,318円 ⇒ 60,300円 【補助額】

※補助額は100円未満の端数は切捨て

【例3】 大人10人で、安来駅からJR特急(指定)で宍道駅を經由し、三井野原駅まで乗車し、三井野原駅から貸切バスで安来駅まで移動する場合

○JR運賃

3,270円(乗車券1,980円+指定券1,290円)×10人=税込32,700円

税込32,700円×100/110=税抜29,727円 【A】

○貸切バス運賃 ※55,000円(税込)の場合

税込55,000円×100/110=税抜50,000円 【B】

○補助額

【A】29,727円×1/2=14,863円(小数点以下端数切捨て) 【C】

【B】50,000円×1/2=25,000円 【D】

【C】14,863円+【D】25,000円=39,863円⇒39,800円 【補助額】

※補助額は100円未満の端数は切捨て

【例4】 大人10人で木次駅から宍道駅を經由し伯備線を利用してJR特急で岡山駅まで移動し、翌日同行程で木次駅まで移動する場合

○JR運賃

※山陰本線は安来駅から飯浦駅までのJR料金が補助対象となるため、例では安来駅までの区間が補助対象となる。

◇JR利用1：木次駅⇒安来駅

2,460円(乗車券1,170円+指定券1,290円)×10人=税込24,600円…①

◇JR利用2：安来駅⇒木次駅

2,460円(乗車券1,170円+指定券1,290円)×10人=税込24,600円…②

◇運賃等合計額：①+②=49,200円×100/110=税抜44,727円 【A】

○補助額

【A】×1/2=22,363円⇒22,300円 【補助額】

※補助額は100円未満の端数は切捨て

Ⅱ 対象期間、受付期間

Q10. 補助対象となる期間はいつからいつまでですか。

A10. 補助対象となるのは、令和7年4月1日以降に出発し、協議会が定める日までに帰着する旅行ですが、当面は令和8年2月末日までの移動を対象とします。なお、それ以前に貸切バス事業者に対する運送申込やJRへの団体申込等行っているものも対象とします。

今後の対象期間等の更新は下記ホームページにおいて、随時お知らせします。

<https://kisuki-line.jp/>

Ⅲ 手続き・提出書類

Q 1 1. 補助金を使う場合の流れを教えてください。

A 1 1. 一般的な流れは以下のとおりです。

【利用者が手配する場合】 ※は貸切バス事業者が代理で行う場合

- ①(利用者→貸切バス事業者等) 貸切バス等手配
- ②(利用者又は※貸切バス事業者→協議会) 補助金事前申込み(実施計画書提出)
- ③(協議会→利用者又は※貸切バス事業者) 補助金内示通知
- ④(利用者) 木次線乗車を伴う旅行
- ⑤(利用者) 貸切バス等代金精算
(注) 貸切バス事業者が補助金を代理受領する場合、利用者は補助金額を控除した額を支払う。
- ⑥(利用者又は※貸切バス事業者→協議会) 補助金申請・実績報告
- ⑦(協議会→利用者又は※貸切バス事業者) 補助金交付決定・確定・支払

【旅行事業者を利用する場合(手配旅行の場合)】 ※は旅行事業者が代理で行う場合

- ①(利用者→旅行事業者) 旅行の申し込み
- ②(旅行事業者→貸切バス事業者等) 貸切バス等手配
- ③(利用者又は※旅行事業者→協議会) 補助金事前申込み(実施計画書提出)
- ④(協議会→利用者又は※旅行事業者) 補助金内示通知
- ⑤(利用者) 木次線乗車を伴う旅行
- ⑥(利用者) 旅行代金精算
(注) 旅行事業者が補助金を代理受領する場合、利用者は補助金額を控除した額を支払う。
- ⑦(旅行事業者) J R・貸切バス等代金精算
- ⑧(利用者又は※旅行事業者→協議会) 補助金申請・実績報告
- ⑨(協議会→利用者又は※旅行事業者) 補助金交付決定・確定・支払

Q 1 2. 補助金の事前申込みや申請は、誰が行うのですか。

A 1 2. J R の切符や貸切バスなどを、利用者が直接 J R や貸切バス事業者から手配する場合は利用者が事前申込み・申請をすることとなりますが、貸切バス事業者については利用者の代わりに事前申込み(実施計画書の提出、以下同じ)・交付申請兼実績報告を行うことができますので、貸切バス事業者へご相談ください。

また、旅行事業者を通じて手配する場合(手配旅行の場合)も、利用者が事前申込み・申請をすることとなりますが、旅行事業者が利用者の代わりに事前申込み・交付申請兼実績報告を行うことが可能ですので、旅行事業者へご相談ください。

なお、旅行事業者が、企画旅行を造成・販売する場合は、本事業の補助対象となりません。

Q 1 3. 補助金の事前申込みは、どのように行うのですか。

A 1 3. 事前申込みは、実施計画書(様式第 1 号)に必要事項を記載し、協議会へ提出することにより行ってください。

なお、旅行日の原則 7 日前(土日休日を除く)には実施計画書が協議会へ到着するように提出してください。

協議会が事前申込みを受付けた場合は、ご希望の連絡方法により補助金の内示を通知します。必ず旅行の出発前に確認してください。

Q 1 4. 利用者に代わって、貸切バス事業者が事前申込みや交付申請兼実績報告を行う場合はどのようにしたらよいですか。

A 1 4. 提出書類はA. 1 2と同様ですが、交付申請書兼実績報告書(様式第5号)を提出する際には、必ず委任状(様式第9号)を提出してください。

Q 1 5. 補助金の事前申込み先はどこですか。

A 1 5. 以下へ提出してください。

【あて先】 (株) キラキラ雲南 (チェリヴァホール) あて

【住 所】 〒699-1311 雲南市木次町里方55

【メールアドレス】 : kisuki-line@cheriver.com

【電話番号】 : 0854-42-1155

Q 1 6. 補助金の内示通知の前に旅行した場合も対象となりますか？

A 1 6. 補助金の内示通知の前に旅行した場合は補助の対象となりません。

事前申込みの上、必ず旅行の出発前に協議会からの内示通知書(様式第2号)を確認してください。

Q 1 7. 木次線乗車を伴う旅行が終了した後、補助金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A 1 7. 利用者又は利用者から委任を受けた貸切バス事業者・旅行事業者、は、「補助金交付申請書兼実績報告書」(様式第 5 号)に必要な事項を記載の上、下記の必要書類を添えて協議会へ提出してください。

【必要書類】

①委任状

(貸切バス事業者・旅行事業者が代理で交付申請兼実績報告及び代理受領を行う場合)

② J R 運賃等の領収書(写)

※余白に乗車日と利用区間、利用人数を記載すること。

※領収書(写)に代えて団体乗車券(写)でも可とする。

《以下は利用した場合に添付》

③貸切バス利用運賃の領収書(写)

※内訳として、運賃とその他の額(高速代、駐車場代、消費税額等)が区別されていること。

※貸切バス事業者が、貸切バス運賃に係る補助金額(運賃補填額)を代理受領する場合、利用者は当該補助金額(運賃補填額)を控除した額をお支払いください。

④貸切バスの運送引受書(写)

⑤タクシー利用運賃の領収書(写)

※内訳として、運賃(高速代、駐車場代、消費税額等)が区別されていること。

⑥タクシー利用確認書(様式第 6 号)

⑦レンタカー借上げ運賃の領収書(写)

※内訳として、レンタカー基本料金(税別)が記載されていること。

⑧レンタカー貸渡証(写)

⑨レンタサイクル借上げ料金の領収書(写)

※内訳として、レンタサイクル基本料金(税別)が記載されていること。

Q 1 8. 押印の省略が可能ですか？

A 1 8. 国の行政手続における押印等の見直しの動きを踏まえ、代表者印の押印は省略できることとしています。

このため、実施計画書、交付申請書兼実績報告書、領収書、領収証明書等への代表者印押印は不要です。

IV 計画の変更

**Q 1 9. 10月30日に予定していた旅行で事前申込み(実施計画書の提出)を行い、補助金の内示通知を受けましたが、荒天のため中止し、12月1日に延期しました。この場合、補助対象になりますか？
また、補助対象となる場合、変更の手続きが必要ですか？
3月20日に延期した場合はどうですか？**

A 1 9. 12月1日に延期する場合は、延期後の旅行の期間が交付対象の期間内（令和7年4月1日以降出発令和8年2月末日までに帰着）ですので、補助対象とします。

また、延期後も補助金額が内示額を超えない場合は、軽微な変更として取り扱い、変更手続きは不要です。

延期により補助金額が内示額を超える場合などは**Q 2 2～Q 2 4**を参照してください。

3月20日に延期する場合は、延期後の旅行の期間が当面の交付対象の期間外ですので、交付の対象となりません。

Q 2 0. 大人 3 人の旅行について事前申込み(実施計画書の提出)を行い、補助金の内示通知を受けましたが、当日参加者の体調不良により 2 人で旅行することとなりました。この場合、補助の対象となりますか？

また、予定していた参加者の代わりに別の人が参加し、4 人で旅行した場合はどうですか？

A 2 0. 人数が 3 人に満たなくなった場合は、補助の対象としません。

予定していた参加者の代わりに別の人が参加することとなった場合は、3 人以上で人数に変更がなければ補助対象となります。

Q 2 1. 集合場所から木次駅まで貸切バスで移動し、木次駅から出雲横田駅間を J R で往復した後、木次駅から貸切バスで集合場所に戻る行程で事前申込みを行い、補助金の内示通知を受けました。

その後、行程を見直し、貸切バスの利用をやめ、全行程を J R で移動することとしました。

貸切バスのキャンセル料が発生しましたが、キャンセル料は補助対象となりますか？

A 2 1. キャンセル料は補助金の対象となりません。J R 運賃のみが補助対象となります。

なお、事前申込み(事業実施計画の提出)後に計画を変更した場合は、旅行の実施前に、変更実施計画書(様式第 3 号)を協議会へ提出してください。

変更実施計画書の内容に基づき、予算の範囲内で変更内示通知を行います。

Q 2 2. 補助金の内示通知を受けた後、実際に旅行をしていた際に、参加者の希望により旅行先での滞在時間を延長し、これにより貸切バス運賃が増加しました。

事後に補助金額を増額して申請することは可能ですか？

滞在時間を短縮し、貸切バス運賃が減少した場合の補助金額はどうなりますか？

A 2 2. 補助金額は、特別な事情がない限り内示額を超えることはできません。通知した内示額どおりの金額で精算をお願いします。

変更の可能性がある場合は、事前申込みの際に、より大きい方の金額で実施計画書を提出してください。

なお、貸切バス運賃等が減少した場合は、減少した金額で交付申請書兼実績報告書を提出していただき、減少した運賃等を基に補助金の交付決定・確定・支払をします。

Q 2 3. 集合場所から木次駅まで貸切バスで移動し、木次駅から出雲横田駅間をＪＲで往復した後、木次駅から貸切バスで集合場所に戻る行程で事前申込み(実施計画書の提出)を行い、補助金の内示通知を受けました。

しかしながら、旅行当日は大雨により急遽ＪＲ木次線が運休となり乗車できず、全行程を貸切バスで移動することとなりました。

この場合、貸切バス運賃のみ補助対象となりますか？

また、行程の変更により貸切バスの運賃額も増額となりましたが、補助金額を増額して申請・実績報告を行うことは可能ですか？

A 2 3. ＪＲから運休が発表された日により、以下のとおり対応が異なります。

①当日、急遽運休が発表された場合（前もって予測のできない災害等）

⇒やむを得ない事情と認められますので、J R木次線に乗車できなかった場合の貸切バス運賃等を補助対象とします。また、必要と認められる場合には、予算の範囲内で増額にも対応します。この場合、事後に変更実施計画書（様式第3号）を提出していただくことにより、変更内示通知を行いますので、変更後の金額で交付申請書兼実績報告書を提出してください。

②前日までに運休が発表された場合（大雨や大雪などの天候、車両の不具合等）

⇒補助対象外となります。申請の取り下げが必要です。変更実施計画書（様式第3号）を速やかに提出してください。

③J Rが実施するタクシー等による代行輸送に乗車された場合

⇒補助対象となります。

なお、J R切符の払戻し手数料は補助対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

V その他

Q 2 4. 補助対象となる貸切バス、タクシー、レンタカーの車両の台数や大きさに制限がありますか？

A 2 4. 車両の台数や大きさに制限はありませんが、貸切バス等に乗車される人数の大半の方が木次線に乗車するようにしてください。

Q 2 5. 対象となる移動は日帰りの移動だけですか？

A 2 5. 日帰りの移動だけでなく、宿泊を伴う移動も対象とします。
ただし、補助上限額は1つの申請につき、10万円となります。

Q 2 6. 補助対象となる経費に係る消費税も補助対象となりますか？

A 2 6. 消費税は補助対象としません。JR運賃等及び貸切タクシー運賃については、当該運賃に含まれる消費税相当額を控除した額に対し補助します。

Q 2 7. 貸切バス・レンタカーをフェリーに乗せる場合の航送運賃は、補助対象となりますか？

A 2 7. 補助対象となりません。

Q 2 8. 利用目的に制限がありますか？

A 2 8. 想定しているのは、旅行、視察、研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等です。ただし、宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く）、選挙活動に関するものは対象外とします。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合は対象外とします。

Q 2 9 . 県観光振興課の補助金を申請予定だが、この補助金も併せて申請することができますか？

A 2 9 . 県観光振興課の補助金、県観光協会の補助金など他の補助金と重複して申請することはできません。

Q 3 0 . 県外から家族が帰省し、一緒に県内旅行をしたいと考えています。利用者の一部に県外在住者が含まれていても良いですか？

A 3 0 . 団体の中に県外在住の方が含まれても構いません。

Q 3 1 . 青春 1 8 きっぷも補助対象として申請することができますか？

A 3 1 . 青春 1 8 きっぷについては、特別企画乗車券のため、対象外としています。また、フリーパスを含む特別割引切符も対象外としています。